

農委

なかがわ



新たな農村社会に向けて

那珂川町農業委員会 会長 荒井 武

日頃より、農業委員会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、担い手の減少に伴う遊休農地の増加など、依然として厳しい状況が続いております。さらに、有害鳥獣による農作物被害の拡大、世界情勢の影響により肥料・飼料・燃油等の生産資材が高騰する一方で、農業生産物の価格は低迷するなど農業経営は逆風にさらされています。こうした中、長引く新型コロナウイルス感染症が昨年5月に2類から5類になったことから、外出需要の高まりや、主食用米から飼料米などへの作付転換により、食糧需要の均衡化が図られ、栃木県では米概算金が60kgあたり12,300円と上昇しました。

農業委員会は、法令に基づく農地の権利移動などの許可により農地の保全に取り組むとともに、必須業務となった農地利用の最適化いわゆる「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」「耕作放棄地の発生防止・解消」等の活動を行い、地域の農業振興の一役を担ってまいりました。しかし、多くの地区で農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足などが大きな課題となっています。

このような中、昨年4月改正農業経営基盤強化促進法などが施行され、これまでの「人・農地プラン」が法定化され、それを土台に将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定めることが義務付けられました。高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化し、地域で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくことを、その目的としています。この計画は、地域の皆さんと町、農業委員会、JA、農地中間管理機構、土地改良区など関係機関が、それぞれ役割分担しながら策定することになります。当町のような担い手の高齢化・減少による農地の集積・集約の推進が困難な中山間地域等においては、持続的な土地利用の観点から、地域計画の話合いをベースに多様な農地利用・保全活動を通じ、地域にあった形で進めていくことが大切であると思います。

また、利用状況調査等の結果を踏まえ、昨年から実施しております「再生利用が困難な農地」で、荒廃して森林化・原野化し、農地に復元できないような農地の「非農地判断」を実施し、農地に該当しない手続きを行っております。今後も地区ごとに順次調査実施してまいります。

農業委員会は、将来の地域の姿をみんなでき考え、更なる農業振興とより良い農村社会に向けた活動を進めてまいりますので、今後ともご支援ご協力をお願いいたします。

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員 担当地区一覧

任期：令和3年7月1日～令和6年6月30日まで（敬称略）

担当地区	農業委員	推進委員	担当地区	農業委員	推進委員
馬頭	西宮 一美	齋藤 裕一	1区	川上 早春	山口 昌樹
健武	荒井 武	益子 稔	2区・3区	佐々木文子	飯塚美知夫
矢又	星 フミ子	星 昌一	4区・5区	船見 和哉	橋本 征雄
和見	小高 辰也	小高 栄二	6区(吉田)・9区(東戸田・神田町)	小口 一郎	板橋 了寿
小口	古内 朝次	岡 一俊	6区(谷田)・7区	三尾谷武人	佐藤 昌孝
北向田	磯野 均	深澤 幸浩	8区	小口 一郎	小口 俊一
久那瀬	高野 寛	高野 康雄	9区(三輪1～3区)・10区	磯部 正美	瀧田 敏夫
松野・富山	磯野 元壽	佐藤 康夫	11区		高村 安英
盛泉	大金 正美	齊藤 正二	11区(山崎)	穴山 正一	船見 吉伸
谷川		薄井 和則	12区		
大内・大那地	佐藤 次男	薄井 博文	13区		
大山田下郷	益子 波子	小口 一穂	14区	川上 早春	穴山喜一郎
大山田上郷		岡崎 一夫			
小砂	笹沼 享一	高野 富夫			

令和6年度町農林業等施策並びに予算編成に関する建議要望



令和5年10月19日那珂川町役場に於いて、那須南農業協同組合、那須南森林組合と合同で、町への建議要望を行いました。

担い手不足や耕作放棄地の増加、農林水産物の価格低迷など農林業、農山村を取りまく環境が深刻化していく中、それぞれの機関から要望がなされました。

農業委員からは、荒井会長と磯野農村振興専門委員長が出席し、福島町長に対し要望書の提出を行いました。

要望事項の主なものは次のとおりです。

要望事項（一部抜粋）

- 担い手への農地の集積・集約化について
 - ①中心経営体(多様な担い手)の育成・確保の推進
 - ②農地中間管理事業活用の推進
- 耕作放棄地の発生防止・解消について
 - ①担い手育成支援の拡充
 - ②有害鳥獣対策の拡充
- 新規参入の促進について
 - ①新規就農者育成総合対策事業の推進
 - ②新規参入への誘致策の充実
- 農業委員会活動の支援について
 - ①農業委員会予算の確保と事務局体制の強化
 - ②農業委員への女性及び若者の登用
- 農業等施策・予算について
 - ①生産費高騰に対する補償等
 - ②米価安定に向けた支援について
 - ③農業用施設整備費予算の拡充
 - ④園芸作物振興対策事業の拡充
 - ⑤景観作物の推進
 - ⑥スマート農業の推進



女性農業委員登用に関する要請活動



昨年11月10日那珂川町役場町長室に於いて、南那須地区農村女性連絡会議奥畑会長と那珂川町女性農業委員は、福島町長、益子議長、農業委員会荒井会長に対し、今年7月に農業委員の改選が実施されるにあたり、女性の農業委員を積極的に登用いただけるよう要請活動を行いました。

要請会では、奥畑会長が要請書を読み上げ、意見交換を行いました。意見交換では、「現在女性委員は3人だが、要請に沿って女性委員6名を目指し、積極的に登用していきたい」「JA女性部等に声掛けするのも良い」等の意見がありました。

女性農業者の声を反映できるよう、女性農業者の農業委員等への登用に向けた取り組みを引き続き行っていきたいと思います。

(農業委員 益子 波子)



農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に参加して

昨年11月16日、那須野が原ハーモニーホールで開催された地域計画・目標地図素案作成に向けた研修会に参加いたしました。

日本では、急速な高齢化や農業後継者不足による耕作放棄地が増加し、那珂川町も例外ではありません。私たち農業委員は、現状の課題に危機感を持ち、未来の在るべき農地のために、今ある農地をどう守るか、担い手をどう確保するかを関係機関と連

携し、人・農地プランから一步踏み込み将来の農地利用を示す地域計画策定に取り組んでいかななくてはなりません。そして、地域計画策定には、地域の皆さんの協力は必要不可欠です。今後、地域での話し合いを開催する予定ですので、農業をしているかに関わらず、皆さんの多様なご意見をお聞かせいただければと思っています。

(農業委員 磯部 正美)

関東ブロック女性農業委員等研修会に参加して

昨年12月13日、群馬県高崎市で開催された関東ブロック女性農業委員等研修会に参加いたしました。

東京農業大学の堀部篤教授による「地域農業の発展のために農業委員会ができること」の公演、前橋市農業委員会による事例発表がありました。研修を通して、女性委員登用の大切さや効果について学

び、女性委員の役割の重要性を再確認しました。

那珂川町は、県内の女性委員登用率の平均以下であるため、今年の農業委員改選では、一人でも多くの女性が登用され、女性ならではの目線で活動に取り組み、町の活性化に繋がってほしいと思います。

(農業委員 星 フミ子)



遊休農地解消・発生防止対策事業 (わかあゆ認定こども園との 農業・食育体験)



「ちからいっぱい おいもほり!」



5月の苗植えからずっと楽しみにしていたサツマイモの収穫。「はたけみたよ」「おいも、おおきくなったかな?」と、サツマイモ畑を気にかけていました。

待ちに待った収穫体験では、J Aの青壮年部の方々に掘り方を教えていただき、たくさんのサツマイモを掘ることができました。

土を掘り、サツマイモのあたまが見えると、「あった!」と大喜びでしたが、子どもの力ではなかなか掘り出せず、力いっぱい引っ張っても抜けない…さながら、絵本「おおきなかぶ」のようでした。J Aのお兄さん、お姉さんの手を借りて大きなおいもが掘れると、今度こそ大喜び!!友達と大きさや重さを比べたり、形を観察したり、さらに、おいもだけでなく根っこのひげに驚いたり、子どもたちの興味はより深まったようでした。

サツマイモの収穫体験を通して、食物への興味や地域の人とのふれあいを楽しむことができ、子どもたちにとって貴重な体験となりました。

(わかあゆ認定こども園)



「さつまいもの定植に参加して」

5月31日、遊休農地対策事業として小川福祉センター北側の畑に、J Aなす南青壮年部・J A女性会の協力を得て、わかあゆ認定こども園の園児とサツマイモの定植を行いました。

青壮年部の方のサツマイモの説明やクイズの後に、紅はるかと紅あずまの苗を畝に1本ずつ植えていきました。園児たちは、小さな手で丁寧に差し込み、しっかりと土を押さえ、教わったとおりに植えることができていました。昨年の収穫では、サツマイモは大きく育っていましたが、多くをネズミに食べられてしまったため、今年はネズミ対策として、事前に畑に水を入れたり杉の葉を土に混ぜて耕していただきました。秋にたくさんのサツマイモと園児の笑顔が見られること願いながら定植をしました。

今後も活動を継続して、園児たちが農業に触れる機会を作っていきたいと思えます。

(農業委員 佐々木 文子)



那珂川町からのお知らせ

農業経営基盤強化促進法等が改正されました

令和5年4月1日、改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、下記のとおり今後の運用が変更になります。那珂川町においても、法改正を踏まえ農業委員会と連携して地域計画の策定などに向け取り組んでいきます。

ポイント1 「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化

- ・「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて法定化されました。
- ・地域計画の策定にあたって新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成することとされ、「目標地図」の素案は、市町村の求めに応じて農業委員会が作成することとされました。

改正前 「人・農地プラン」

中心経営体（いわゆる「担い手」）に農地を集積していく将来方針

改正後 「地域計画」

- ・地域農業の将来のあり方の計画
- ・農業を担う者（担い手+多様な経営体+受託を受けて農作業を行う者）が利用する農地を地図に示す（目標地図）

ポイント2 農地中間管理機構の運用が見直されます

- ・市町村が定める「農用地利用集積計画」と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、令和7年4月から「農用地利用集積等促進計画」に一本化されます。

改正前

農用地利用集積計画

町が貸し手と受け手からの申し出を受け、農業委員会の意見を聴いて定める。

貸し手⇄借り手
（直接の貸借）

農用地利用配分計画

農地中間管理機構が農地の出し手から借り受け、受け手を公募して貸付を行う。

出し手⇄機構⇄受け手
（機構が貸借を仲介）

改正後

農用地利用集積等促進計画

「目標地図」の達成に向けて、農地中間管理機構が農業委員会等の意見を聴いて、県（又は町）の許可を受けて定める。

貸し手・借り手は直接貸借を行わず、
機構が仲介して貸借

【問い合わせ】 産業振興課 TEL：0287-92-1113

女性農業者の皆さんへ 農業者年金ご存知ですか？

- 1 農業者年金は「終身年金」ですので、
女性の長い老後をしっかりとサポートします。
- 2 家族経営協定を結べば**保険料の国庫補助**も受けられます。
女性の農業経営への参画をしっかりと応援します！
- 3 保険料が全額社会保険料控除の対象で、
高い節税効果！

農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、
- ・国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！



老後生活
への備えは
十分ですか？



詳しくは… [農業者年金基金](#) [検索](#) <https://www.nounen.go.jp>

農地転用は許可が必要です

農地転用とは・・・農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。【農地の所有者が申請】

◆農地の売買または貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

【農地の所有者と転用を実行する者が連名で申請】

***申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談下さい。**



各種申請書の受付締切は毎月月末です。

農地の取得要件が変わりました

昨年4月に農地法が一部改正され、耕作面積の大小にかかわらず農地の権利取得が可能となりました。

農地法第3条による農地の権利移動をするためには、これまで要件の一つに、権利取得者の耕作面積が50アール(馬頭、健武、矢又、和見、富山、盛泉、谷川、大内、大那地、大山田下郷、大山田上郷、小砂は30アール・空き家バンク登録の空き家付属農地は1アール)以上であること【下限面積要件】がありましたが、現在は廃止されています。

ただし、農地の権利取得には引き続き次の要件をすべて満たしていることが必要となり、投機・転用目的等で農地を取得することはできません。

【全部効率利用要件】 権利取得後に利用すべきすべての農地等を効率的に耕作すること

【農作業常時従事要件】 権利取得後に必要な農作業に常時従事すること(原則150日以上)

【地域との調和要件】 周辺農地の農業上効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと



農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災の原因となり、夏は病害虫等の発生の原因になり、イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。



全国農業新聞 農業者の視点でお届けします。

- ◆特徴のある週刊新聞 ……> 解説に力点をいた企業編集とニュース報道
- ◆時代に鋭く斬り込む ……> 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ◆経営に役立つ ……> 実務情報と経営マインド
- ◆読みやすく親しみやすい ……> 老若男女が楽しく読める

毎週金曜日発行
(月4回)

月700円、年8,400円
購読の申し込みは、農業委員会へ!
TEL 92-1185



〈表紙〉
山本 幸志郎さんからの
ひとこと

今年度新規就農した山本です。

収穫に至るまでは不安な日々でしたが、11月から無事に収穫を開始することができました。まだ日々勉強中ですが、皆さんに美味しいと言ってもらえるイチゴを生産できるよう、今後も栽培技術を磨き頑張っていきたいと思っています。現在、JAへの出荷のみですが、ハウスでの直接販売もしています。場所は、小川総合福祉センター南側、約300mに位置する5棟のハウスです。今後、ハウス付近に直売所の設置も予定しているので、近くにお越しの際には、お立ち寄りください。

(山本 幸志郎)



◆令和6年3月発行

◆編集・発行/那珂川町農業委員会

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地

TEL : 0287-92-1185

FAX : 0287-92-3081